別表十六(五)の記載要領等第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第67条の５（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の」を加え、同欄四号中「当該」を「その」に改める。

別表十六(六)の記載要領等第１号中「ついて令」の次に「第133条の２（一括償却資産の損金算入）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第137号。以下この号において「令和４年改正令」という。）第１条の規定による改正前の法人税法施行令」を、「場合において」の次に「令和２年改正前令（」を、「令和２年政令第207号）」の次に「附則第２条第２項（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令」を、「の法人税法施行令」の次に「をいう。以下この号において同じ。）第133条の２（一括償却資産の損金算入）若しくは令和４年改正令第２条の規定による改正前の令和２年改正前令」を加える。

別表十六(六)の記載要領等第三号中「別表十六(六)まで」を「別表十六(三)まで、別表十六(五)及び別表十六(六)」に改め、「を合計した金額」を削り、同表の記載要領等に次の１号を加える。

４　当該事業年度又は連結事業年度において「前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額　⑼」の欄に金額の記載がある減価償却資産につき圧縮記帳の適用を受ける場合には、当該減価償却資産の同欄の金額の基因となる租税特別措置法第52条の３第２項に規定する満たない金額が生じた事業年度若しくは連結事業年度又は同条第３項に規定する適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の適格合併等の日（同項に規定する適格合併等の日をいう。）の属する事業年度若しくは連結事業年度の別表十六(九)「８」の金額に不足額調整割合を乗じて計算した金額を同欄の上段に内書として記載すること。この場合において、「積立限度額 (8)+(9) ⑽」及び「初年度特別償却の場合 (8)－((7)－(9)) ((7)－(9)≦０の場合は(8)) ⑿」の各欄の記載に当たつては、その内書きした金額を「⑼」から控除して計算すること。

別表十七(一)の表中

対象純支払利子等の額の合計額（別表十八の三「17の計」）
対象純受取利子等の額の合計額（別表十八の三「18の計」）

を

対象純支払利子等の額の合計額（別表十八(三)「25の計」）
対象純受取利子等の額の合計額（別表十八(三)「26の計」）

に改め、同表の記載要領等第１号中「場合」の次に「（外国法人の令和４年４月１日前に開始した事業年度にあつては、恒久的施設を有する外国法人が同項の規定の適用を受ける場合に限る。）」を加える。